



# 群馬労働局の取組 トピックス

(群馬県最低賃金、小学校休業等対応助成金・支援金)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## ① 群馬県最低賃金が令和3年10月2日から「時間額865円」に変わります。

みんなチェック！ 最低賃金

群馬県最低賃金は  
**時間額 865円**

令和3年10月2日から

群馬県最低賃金は令和3年10月2日から時間額837円から**時間額865円(28円UP)**に変わります。

◎ 最低賃金制度とは、年齢、パートや学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず全ての労働者に適用されます。

◎ 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1月をこえる期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。

◎ 群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。

◎ 一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

### 【最低賃金の確認方法】

- 1 時間給の場合 → 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合 → 日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 3 月給の場合 → 月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 4 上記1～3の組み合わせの場合 → 例えば基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額を換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

### 最低賃金に関するお問い合わせ

群馬労働局賃金室（027-896-4737）または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

